

インターンシップに関する覚書（様式3）

三原市が行うインターンシップによる学生の就業体験実習に関し、三原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

（学生の派遣及び受け入れ）

第1条 乙は、別紙実習生一覧に記載した学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習期間等）

第2条 実習生の受け入れ部署及び実習期間は、別紙実習生一覧のとおりとする。

（実習生の身分及び処遇）

第3条 甲は、実習に際し、実習生に甲の職員としての身分を付与しない。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

（服務）

第5条 乙は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 実習時間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- (2) 法令、条例、規則等を遵守するとともに、甲の職員の指揮及び監督に従うこと。
- (3) 甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
- (4) 実習中に知り得た秘密を、実習期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らさないこと。

（事故責任等）

第6条 乙及び実習生は、実習中（実習機関への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙及び実習生は、甲又は第三者に対して連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第7条 甲は、甲の業務に支障を来たと認められる事態が生じた場合、その他実習を継続することが困難な事由が生じた場合において、この実習を中止しようとするときは、実習を中止しようとする日の5日前までに、乙に当該実習の中止を申し入れるものとする。ただし、災害その他緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

(1) 第5条に規定する義務に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、実習に参加しないとき。

3 前項の規定により乙又は実習生に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 三原市港町三丁目5番1号

三原市 代表者

三原市長

印

乙 所在

名称

代表者職 氏名

印

